

## 議案第54号 小松島市の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

引用している関係条例の規定が、本来引用すべき規定とずれているため、所要の改正を行うもの。

小松島市の公務員倫理に関する条例(平成19年小松島市条例第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義等)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 管理職員 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第6条及び小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)第4条に定める管理職手当の支給を受ける職員並びに小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)第2条の規定により任期を定めて採用された職員をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 管理職員 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第9条及び小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)第4条に定める管理職手当の支給を受ける職員並びに小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)第2条の規定により任期を定めて採用された職員をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正</p>